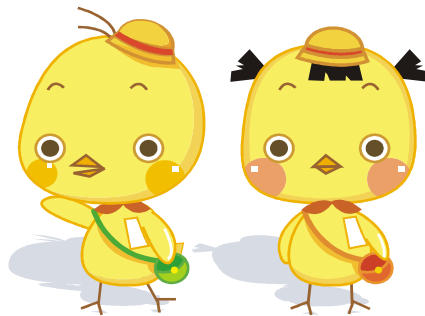


平成27年度 南島原市 幼稚園、認定こども園(教育部分)の入所のしおり 【1号認定】

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。
幼稚園等を利用する場合は、
新たな書類を市へ提出していただくことになります。



もくじ

- 1 幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方
- 2 幼稚園等を利用するための認定
- 3 入園手続きの流れ
- 4 保育料
- 5 認定に必要な書類
- 6 その他
- 7 地域子ども・子育て支援事業
- 8 平成27年度 教育・保育施設一覧表

お問い合わせ

南島原市役所 こども未来課 こども支援班

〒859-2202 南島原市有家町山川58番地(有家庁舎1階)

TEL 050-3381-5050

FAX 0957-82-0217

ホームページ <http://www.city.minamishimabara.lg.jp/>

1 幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する方

幼稚園、認定こども園（教育部分）は、子どもが3歳以上で教育を希望する場合に利用する施設です。

幼稚園等は、「保育を必要とする理由」は必要ありません。

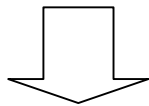
2 幼稚園等を利用するための認定

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園等を利用する場合、市の「認定」を受ける必要があります。

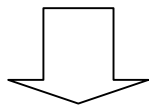
ただし、新制度に移行しない私立幼稚園は、利用手続きは今までどおりですので、認定は必要ありません。

3 入園手続きの流れ

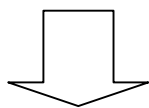
希望する園に直接利用の申込みをします。



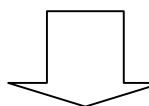
園から入園の内定を受けます。



園を通じて利用のための認定を申請します。
【平成27年1月9日(金)～2月6日(金)】



園を通じて市から認定証が交付されます。
【平成27年3月】



施設で入園手続き等を行ってください。

現在入園している幼稚園等を、平成27年4月以降も引き続き利用するには、幼稚園等から必要な書類を配付されます。

4 保育料

新制度での幼稚園、認定こども園（教育部分）の保育料は、保護者の所得に応じて市が決定することになります。

ただし、新制度に移行しない私立幼稚園の保育料は、今までどおりです。

保育料は、子どもの保護者（父・母）の市民税額の合計額で決定します。ただし、保護者（父・母）の年間収入が生活保護基準額より少ない場合は、同居している家族で家計の主宰者（祖父または祖母）の税額まで保育料決定の算定対象となります。

★注意：この保育料は、あくまでも平成26年12月現在の案です。今後国の基準額の確定に伴い、変更となる場合がありますので、その点ご注意ください。

【保育料の月額一覧（案）】

階層	階層区分	1号認定者	
		国の基準額	市の保育料(案)
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯 (均等割のみの世帯を含む)	9,100	4,100
3	市課税所得割	77,100円以下	14,100
4		211,200円以下	19,500
5		211,201円以上	23,100

※1 保育料の額の見直しが年度途中の9月に行われます。平成27年8月分までは「平成26年度の市民税額」、9月分以降の保育料は「平成27年度の市民税額」により決定されます。

※2 第2階層及び第3階層の「母子世帯等」または「在宅障害児（者）がいる世帯」の保育料は、以下の額になる予定です。

階層	階層区分	1号認定者
2	市民税非課税世帯 (均等割課税を含む)	0
3	市民税所得割77,100円以下	13,100

●すこやか子育て支援事業（保育料の軽減）

南島原市では、多子世帯の経済的負担の軽減を目的に、小学校4年生以下の子どもが3人以上いる場合は、第3子以降の保育料を「無料」にしています。

保育料の軽減を受けるためには「申請が必要」です。対象となる場合は認定申請書と同時に申請してください。

【案】平成27年度からは、上記に加えて、小学校4年生以下の子どもで第2子目の保育料を「半額」にする予定です。

5 認定に必要な書類

- ① 支給認定申請書
- ② 保育料を決定するための書類

保育料は「市民税」で算定することとなるため、源泉徴収票、確定申告書の写しは必要ありません。

ただし、未申告などで税情報が確認できない場合は申告をお願いする場合があります。

【下記の方は、次の書類が必要】

対象者	必要書類
① 平成26年1月1日現在の住所が南島原市以外の保護者	次のうち、いずれか1つ <input type="checkbox"/> 平成26年度 市町村民税課税証明書 ※ 所得証明書とは違いますのでご注意ください。 <input type="checkbox"/> 平成26年度 市町村民税納税通知書 <input type="checkbox"/> 平成26年度 給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書
② ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭とわかる書類 (児童扶養手当証書、ひとり親家庭福祉医療受給資格者証等の写し)
③ 在宅障害児(者)がいる世帯	<input type="checkbox"/> 障害を証明する書類 (身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し)

6 その他

入所手続きや保育料の納付方法等は、各施設へお尋ねください。

7 地域子ども・子育て支援事業

新制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で育児をされている方が、急な用事などの際に利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「子育て支援センター」などがあります。

利用手続きは、これまでと変更はありませんので、希望される方は、直接施設へお申込みください。

事業名	概要
延長保育	保育所、認定こども園(保育部分)に通う子どもを、通常の保育時間の後に延長して預けることができます。
一時預かり	一般型 保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などで一時的に保育が必要な場合、保育所等へ子どもを預けることができます。
	幼稚園型 上記に加えて、幼稚園、認定こども園(教育部分)に通う子どもが、通常の利用時間前後に一時的に保育が必要な場合、預けることができます。
病後児保育	病気の回復期にある小学校3年生までの子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に預けることができます。
子育て支援センター	子育ての相談や親子の交流を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない場合、小学生(1~6年生)を預けることができます。

8 平成27年度 教育・保育施設一覧表

(H27.4月予定)

地区	施設名	受入			延長保育	一時預かり	病後児保育	休日保育	障害児保育	子育て支援	児童クラブ	放課後	電話番号 (0957)
		(受入可能=○)											
		1号	2号	3号									
深江	山陰保育園		○	○	○	○			○	○	○		72-2362
	小林保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		72-5470
	深江保育園		○	○	○	○	○		○	○	○		72-3323
	瀬野保育園		○	○	○	○			○	○			72-6961
	認定こども園 深江幼稚園	○	○		○	○			○	○	○		72-5400
布津	認定こども園 寺田保育園	○	○	○	○	○	○		○	○	○		72-3594
	文華保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		72-2106
	木場保育園		○	○	○	○	○	○			○		72-6126
	認定こども園 たちばなこども園	○	○	○	○	○			○	○			72-2684
有家	認定こども園 有家たちばなこども園	○	○	○	○	○			○	○	○		82-0906
	認定こども園 南島原しんきりこども園	○	○	○	○	○		○	○	○	○		82-8155
	認定こども園 白百合保育園	○	○	○	○	○		○	○	○	○		82-8410
	恵光保育園		○	○	○	○							82-4001
	若草保育園		○	○	○	○			○		○		82-1629
	有家保育園		○	○	○	○			○				82-2294
西有家	見岳保育園		○	○	○	○		○	○		○		82-8400
	須川保育園		○	○	○	○	○	○	○	○	○		82-0923
	長野保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		82-5005
	竜石保育園		○	○	○	○		○	○				82-2880
	西有家保育園		○	○	○	○		○	○		○		82-2563
北有馬	北有馬保育所(公立)		○	○		○			○				050-3381-5064
	北有馬幼稚園(公立)	○				○			○				050-3381-5166
南有馬	ひかり保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		85-3529
	大江保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		85-2227
口之津	あやめ保育園		○	○	○	○			○		○		86-4706
	玉峰保育園		○	○	○	○			○	○	○		86-4815
	口之津保育園		○	○	○	○			○	○			86-2187
加津佐	ともしび保育園		○	○	○				○		○		87-2178
	愛宕保育園		○	○	○	○			○	○	○		87-4051
	若木保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		87-5100
	野田保育園		○	○	○	○			○		○		87-2199

※1 受入欄の「1号」は、満3歳以上で教育を希望される場合、「2号」は、満3歳以上で保育を必要とする場合、「3号」は、満3歳未満で保育を必要とする場合です。

※2 「休日保育」欄は、日曜日、祝日を閉所する施設に「○」をつけています。

※3 各支援欄に「○」がついていても、定員を超える子どもがいる場合は、受入ができない場合があります。

○現行制度のまま新制度に移行しない幼稚園(利用手続きや保育料は今までどおり)

南有馬	原城幼稚園	3歳~就学前		○				○					85-2283
-----	-------	--------	--	---	--	--	--	---	--	--	--	--	---------